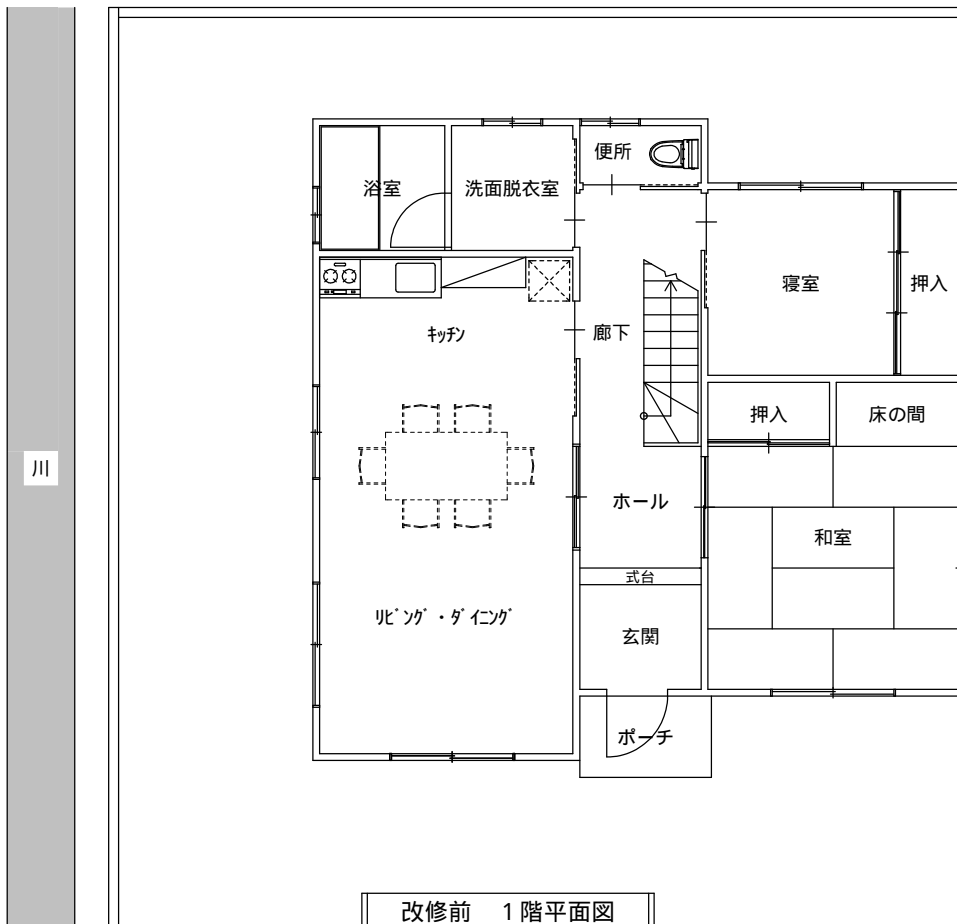


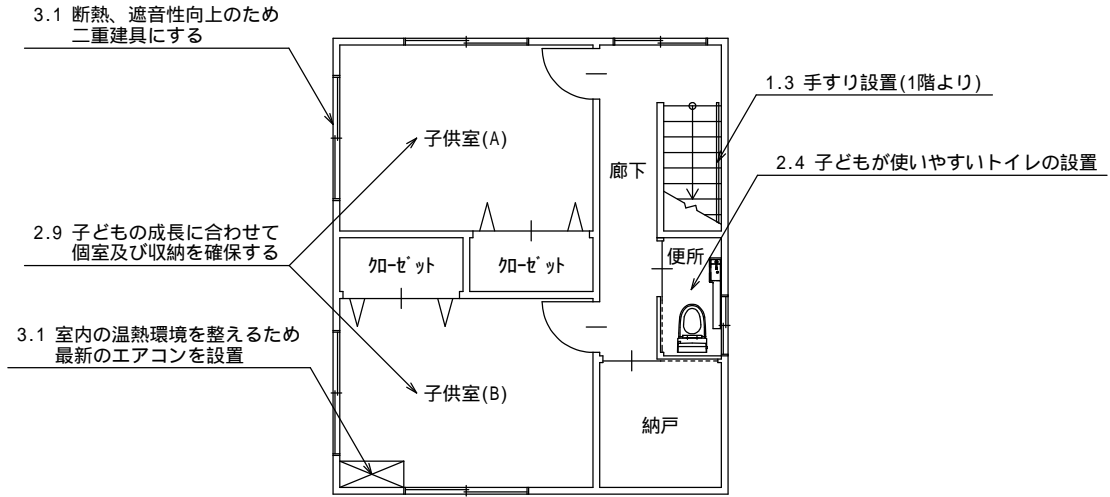
改修前 2階平面図



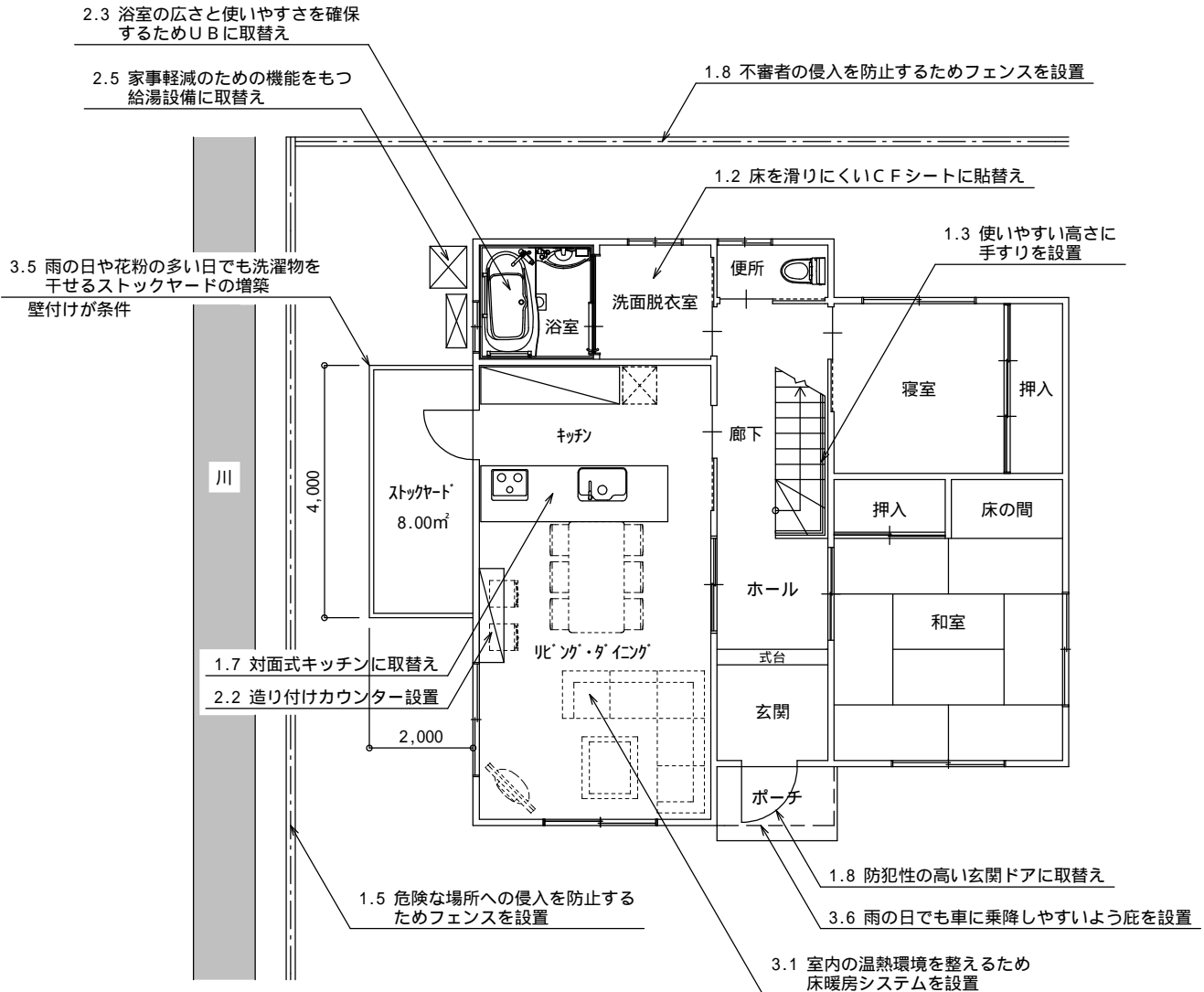
改修前 1階平面図

改修前の現況平面図を添付してください。  
工事内容等の図示は必要ありません。  
改修計画が1階だけであれば、その他の階の平面図は必要ありません。  
着工前の各工事部分の写真が必要です。

# 改修計画図 作成例 (子育て配慮改修)



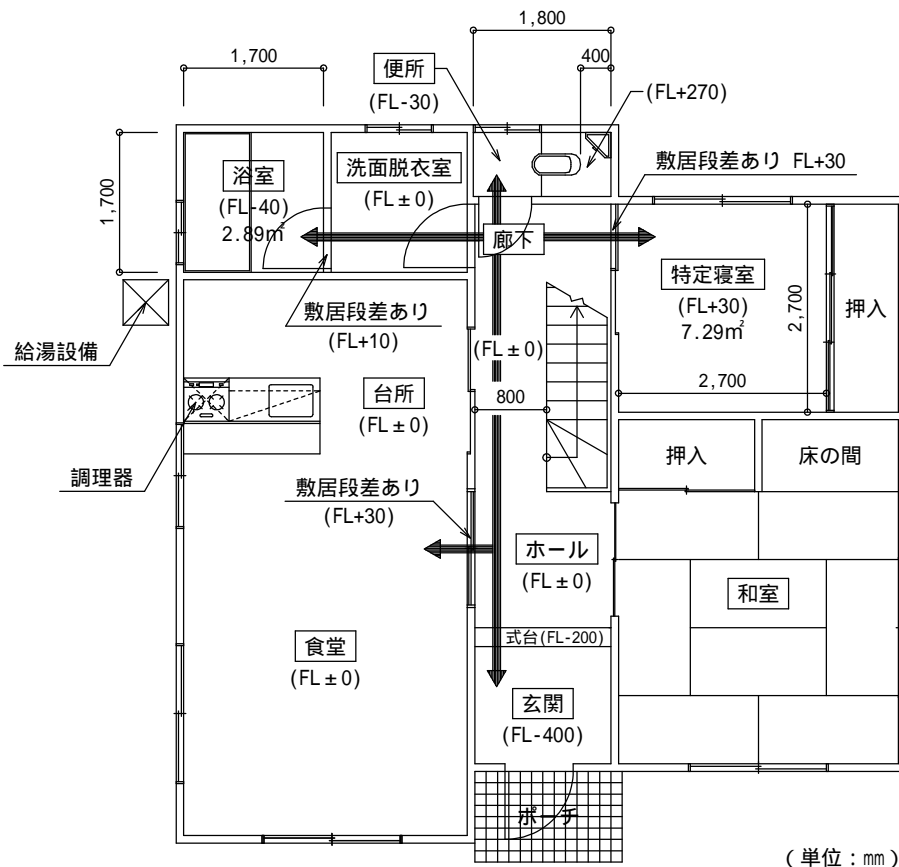
改修後 2階平面図



改修後 1階平面図

該当する工事番号及び工事内容を記載してください。(工事番号及び工事内容は「子育て配慮改修の別紙」参照)  
 増築部分は床面積を記載してください。  
 各室ごとに内訳書(見積り)を作成してください。(財団のフォーマットに記入)  
 完成後の各工事部分の写影が必要です。  
 既製品等を補助対象工事とする場合は、寸法の分かる仕様書、カタログ、姿図等の提出が必要です。

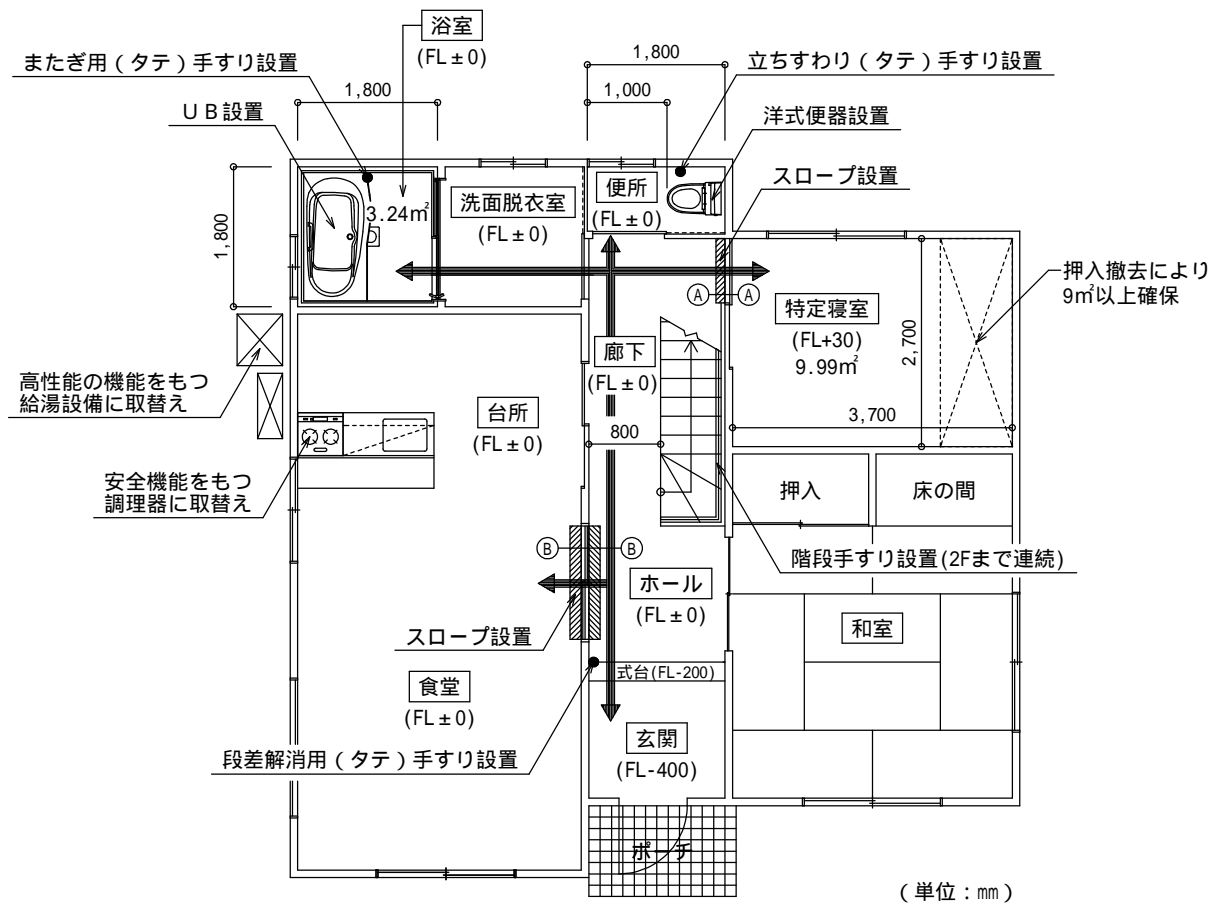
現況平面図 作成例 (バリアフリー改修)



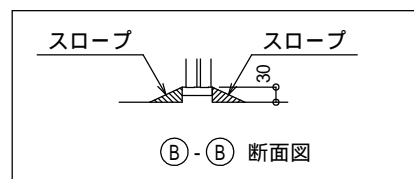
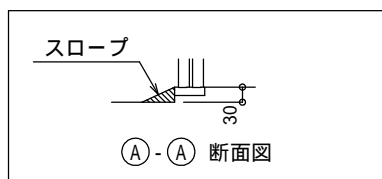
改修前 1階平面図

記入する項目		現況平面図、改修計画図ともに記入してください。
<p>日常生活空間をつなぐ経路（通路）を記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活空間をつなぐ経路（通路）とは、玄関・便所・浴室・食堂・特定寝室をつなぐ経路（通路）です。</li> <li>特定寝室と便所は同じ階にある必要があります。</li> <li>勝手口への経路は含まれません。</li> </ul>		
<p>室名を記入してください。</p>		
<p>日常生活空間をつなぐ経路（通路）の床の高さを記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>床の高さは、なるべく廊下の高さを基準に設定してください。</li> <li>床の高さ、敷居の高さを記入してください。</li> </ul>		
<p>日常生活空間をつなぐ経路（通路）の通路幅を記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経路となる通路は全て記入が必要です。</li> </ul>		
<p>特定寝室について、次の項目を記入してください。</p> <p>内法寸法（室の内々の面積） 9㎡以上必要です。</p> <p>室の長辺方向の内法寸法</p> <p>室の短辺方向の内法寸法</p>	<p>次の部分の手すりの有無を記入してください。</p> <p>階段の連続した手すり</p> <p>便所の立ちすわり用手すり</p> <p>浴室（浴槽）のまたぎ用手すり</p> <p>玄関上り框等、段差のある箇所の昇降用手すり</p>	
<p>浴室について、次の内容を記入してください。</p> <p>内法寸法（室の内々の面積） 2㎡以上必要です。</p> <p>室の短辺方向の内法寸法 130cm以上必要です。</p>	<p>&lt;&lt;補足事項&gt;&gt;</p> <p>日常生活空間内にある段差に対し段差対策が必要です。</p> <p>段差対策とは、日常生活空間内にある段差に対し、手すり設置又はスロープ設置されていることです。</p> <p>5mm以下の段差は、「段差のない構造」とみなします。</p> <p>各工事部分にの写影が必要です。（着工前、完成後）</p>	
<p>便所について、次の内容を記入してください。</p> <p>長辺方向の内法寸法 130cm以上必要です。</p> <p>便器の縁から壁までの距離 50cm以上必要です。</p> <p>洋式便器の設置</p>		

# 改修計画図 作成例 (バリアフリー改修)



改修後 1階平面図



整備基準に適合する対策を全て図示してください。  
 日常生活空間内に段差がある場合は、段差対策が必要です。(手すり・スロープ等設置)  
 5mm以下段差は、「段差のない構造」とみなします。  
 各工事別の内訳書(見積り)を作成してください。(財団のフォーマットに記入)  
 特定寝室拡張のための解体費は、対象になります。  
 各工事部分の写影が必要です。(着工前、完成後)  
 必要な寸法・面積・敷居高さ・床の高さは、全て図示してください。  
 手すり位置・スロープ位置は、全て図示してください。  
 浴室のまたぎ用手すり、トイレの立ちすわり用手すり、その他の段差解消用の手すりは、  
 I型手すり(タテ設置)又はL型手すりの設置が原則です。